

大和市告示第85号

大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月25日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱（平成29年大和市告示第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市介護予防・日常生活支援総合事業規則」を「大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則」に改める。

第2条中「の意義」を削る。

別表介護予防ケアマネジメントAの項及び介護予防ケアマネジメントBの項中「430単位」を「431単位」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。